

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省29-6-4)

施策名	6-4 環境	担当部局名	産業技術環境局環境政策課	政策評価実施予定時期	平成30年8月	
<p>施策の概要</p>	<p>○地球温暖化対策等の推進 パリ協定の下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際交渉に取り組むとともに、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)に基づき、我が国の中期目標(2030年度削減目標)の達成に向けて、対策等に着実に取り組む。また、世界の温室効果ガスの削減に向けて、「エネルギー・環境イノベーション戦略」(平成28年4月19日)に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。加えて、我が国が有する優れた技術をいかし、世界全体の温室効果ガスの排出削減等に最大限貢献する。 ○資源循環の推進、環境負荷の改善 資源生産性、循環利用率、最終処分量等の改善を図り、廃棄物等の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の再利用(リサイクル)を促進し、循環型社会の形成を推進する。また、産業活動との両立を図りつつ環境負荷問題の改善に向けた施策を推進する。</p>			<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>6 エネルギー・環境</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>○気候変動問題における国際交渉において、全ての国が参加する公平で実効的な枠組の構築を目指す。 ○我が国の約束草案(温室効果ガス排出削減目標)に掲げた2030年度26%削減目標の達成に向けて、「地球温暖化対策計画」を策定し、同計画に基づき地球温暖化対策を着実に実施する。 ○我が国が有する優れた技術をいかし、世界全体の温室効果ガスの排出削減等に最大限貢献する。 ○環境と経済が両立した経済社会(環境調和型経済社会)の構築をする。 ○廃棄物等の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の再利用(リサイクル)を促進することで、資源の有効な利用の促進を図る。 ○産業界の取組の状況や社会全体で要するコストを踏まえた合理的な環境規制を通じ、環境負荷物質の排出を抑制し、環境を保全する。</p>			<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>○第四次環境基本計画(平成24年4月27日) ○「日本再興戦略」-第四次産業革命に向けて-(平成28年6月2日) ○エネルギー基本計画(平成26年4月11日) ○日本の約束草案(平成27年7月17日) ○気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日) ○地球温暖化対策計画(平成28年5月13日) ○エネルギー・環境イノベーション戦略(平成28年4月19日) ○第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日)において、平成32年度において資源生産性を46万円/トン、循環利用率を17%、最終処分量を1,700万トンとすることが目標とされている。 ○レアメタルリサイクルに関する中間取りまとめ(産業構造審議会・中央環境審議会 合同会合)(平成24年9月)において、2010年代後半までの期間を「条件整備期間」と位置づけ、レアメタルのリサイクルが経済的に成り立つ状況の実現を目指し対策を講じるとされている。 ○インフラシステム輸出戦略(平成28年5月23日)において、リサイクル分野においてポテンシャルを有する中小・中堅企業への支援、地方自治体の海外展開について後押しするとされている。 ○規制改革実施計画(平成25年6月14日)において、容器包装リサイクル法における入札制度を含め、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方を根本から再検討することとされている。 ○規制改革実施計画(平成26年6月24日)において使用中の微量PCB含有機器についての処理方法を検討することとされた。 ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(平成28年7月26日) ○事業者等による揮発性有機化合物(VOC)排出抑制のための自主的取組促進のための指針(産業構造審議会 産業環境対策小委員会)(平成25年11月19日) ○中央環境審議会・産業構造審議会合同会議報告書(平成29年1月31日)において、パーゼル法見直しの方向性が示され、環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図ることとされ、平成29年3月には同法の改正案が第193回通常国会へ提出された。 ○大気汚染防止法 第29条、水質汚濁防止法 第25条において、事業者の設備投資に対する国の支援が規定されている。 ○「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」(平成28年12月12日)において、有害物質使用特定施設における土壌汚染状況調査の契機拡大、臨海部の工業専用地域における特例措置の創設、自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の有効活用等を内容とする土壌汚染対策法の見直しの方向性が示され、平成29年3月には本答申を踏まえた同法の改正案が第193回通常国会へ提出された。</p>	
<p>施策の予算額(執行額) (百万円) ※24年度は補正予算、予備費は含まない。</p>	<p>27年度 18,291 (12,179)</p>	<p>28年度 18,291 (10,608)</p>	<p>29年度 13,048</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) ○第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) ○第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日)</p>	

【測定指標】

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 2030年度において2013年度比温室効果ガス26%削減	14.8億トン	25年度	25年度比 ▲26%	42年度	-	-	-	-	-	-	-	平成28年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に示された我が国の温室効果ガス削減目標に基づくもの。
					▲8%	▲10%	集計中	-	-	-	-	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 地球温暖化対策等の推進	着実な施策の実施(※) ※具体的には以下を実施予定 ①パリ協定の詳細ルール策定 ②地球温暖化対策計画に基づいた施策を実行する ③パリ協定を契機とした世界の排出削減等への貢献(JCM等) ④ICEFの開催 等		29年度		地球温暖化対策の施策全体の目標の達成度合いは、複数の測定指標及び参考指標により、総合的に評価すべきものであるため。 ①COP22決定において、パリ協定の実施に向けた交渉を行う旨、記載されているため。 ②地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)において位置づけられているため。 ③我が国の優れた環境エネルギー技術で世界に貢献する「攻めの地球温暖化外交戦略」において、JCM関係国との協力を加速する旨を記載しているため。また、気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日)において、気候変動への影響への適応への取組について記載しているため。 ④「攻めの地球温暖化外交戦略」の推進に向け、イノベーションの加速を通じた地球温暖化問題解決のため、世界の産学官トップが一堂に会し、議論する「Innovation for Cool Earth Forum(ICEF)」を、毎年開催していくこととしているため。また、COP21決定のパリ協定において、イノベーションの重要性が位置づけられているため。							
3 資源循環の推進、環境負荷の改善	着実な施策の実施(※) ※具体的には以下を実施予定 ①小型家電リサイクル法につき、再資源化事業者の認定等による着実な推進を図りつつ、産業構造審議会(産業技術分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電WG)におけるフォローアップ等により、小型家電リサイクルを推進する。 ②容器包装リサイクル法につき、平成28年5月にとりまとめた報告書に基づき各制度について見直しを検討・実施し、容器包装リサイクルを推進する。 ③揮発性有機化合物(VOC)セミナーを6件以上開催するとともに、産構審産環小委を開催し、自主的取組のフォローアップを行う。 ④パーゼル法に基づく輸出入の承認の審査等を円滑に実施する。さらに、パーゼル法改正法案が成立した場合、同法施行までに必要な政省令等の整備を着実に実施する。また、環境汚染が生じるリスクに応じた有害廃棄物の輸出入規制の適正化を図るためには、改正パーゼル法案を成立させ、同法改正に伴う政省令等の整備を法施行までに着実に実施する必要があるため。 ⑤公害防止設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置は、新たに公害防止設備を導入する際に、汚水・廃液処理にかかる公害防止施設の固定資産税を軽減するものであり、事業者の自主的な公害防止対策を引き続き支援する必要があるため。また、環境・エネルギー対策資金は、中小事業者が環境法制を遵守しながら、事業活動を継続できるよう、公害防止対策設備の導入を行う際に活用できる融資制度であり、土対法改正による事業者負担の増大に伴う見直しを行うとともに、これらの制度を引き続き措置する必要があるため。		29年度		資源循環の推進、環境負荷の改善の施策全体の目標の達成度合いは、資源生産性等を踏まえ総合的に判断すべきであるが、それらの実績値は、当該年度の2年後に公表されるため、参考指標としてトレンドを把握した上で、その他の測定指標とともに、総合的に判断するため。 ①使用済小型電子機器等に利用されている有用金属等の回収・リサイクルを促進し、資源の有効利用の確保に資することを目的として、平成25年より小型家電リサイクル制度が存在しているため。 ②容器包装に使用されているプラスチック・ペットボトル・紙・びん等のリサイクルの促進により、廃棄物の適正処理・資源の有効利用等を目的として、平成11年より容器包装リサイクル制度が存在するため。 ③浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成要因の一つであるVOCの排出を抑制するため、VOC排出抑制に係る自主的取組を更に充実させるべく、できるだけ多くの企業に自主的取組活動に参加してもらう必要があるため。 ④廃鉛蓄電池や廃電子基板などの特定有害廃棄物等の再生又は回収用目的等のための輸出入が年々増加しており、それに伴い、パーゼル法の輸出入承認に係る審査案件が増加している。平成28年におけるパーゼル法に基づく輸出入承認の件数は372件、移動書類の交付実績は2161件にのぼっており、平成29年度においても審査及び交付件数は高水準で推移する傾向を示している一方、申請者は円滑な輸出入を期待していることから、引き続き、円滑な審査及び送付業務の実施が必要であるため。また、環境汚染が生じるリスクに応じた有害廃棄物の輸出入規制の適正化を図るためには、改正パーゼル法案を成立させ、同法改正に伴う政省令等の整備を法施行までに着実に実施する必要があるため。 ⑤公害防止設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置は、新たに公害防止設備を導入する際に、汚水・廃液処理にかかる公害防止施設の固定資産税を軽減するものであり、事業者の自主的な公害防止対策を引き続き支援する必要があるため。また、環境・エネルギー対策資金は、中小事業者が環境法制を遵守しながら、事業活動を継続できるよう、公害防止対策設備の導入を行う際に活用できる融資制度であり、土対法改正による事業者負担の増大に伴う見直しを行うとともに、これらの制度を引き続き措置する必要があるため。							

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み		年度ごとの見込み 年度ごとの実績値								参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
	基準年度	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
1 年間のJ-クレジット認証量(経済産業省予算相当分)(万t-CO2)	-	-	322.5	平成32年度までの累計認証量	2.2	3.4	17.3	-	-	-	322.5	<ul style="list-style-type: none"> J-クレジット制度は、中小企業や家庭等における省エネ・再エネ設備の導入に係る温室効果ガスの削減量等を国が認証する制度であるため。 J-クレジット制度の前身である国内クレジット制度及びJ-VÉR制度の認証実績を踏まえ、うち半分の経済産業省予算相当を試算(残りの半分は、環境省予算相当分)。 ※これまで、地球温暖化対策計画に掲げた値を目標値として設定していたが、既に実績が目標を超過したため、本年、平成29年度以降の目標値を上方修正した。なお、地球温暖化対策計画は、3年に1度見直されるため、次回の見直しの際に今般の上方修正を反映する予定。 	
2 二国間クレジット制度の署名国数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 二国間クレジット制度の署名国数については、「攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月15日)」に基づき、平成28年までに署名国を16カ国までに増加させることを目指すことになっていた。 平成29年度においては昨年度の秋のレビューを踏まえ、補助金に依存しない、民間主導プロジェクトの普及につながる案件の組成に取組む。 	
測定指標	基準値		目標		年度ごとの実績値								参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
	基準年度	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
3 資源生産性	25万円/トン	12年度	46万円/トン	32年度	38.6	38.2	37.8	37.8	集計中	集計中	集計中	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法に基づく第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日)において、資源生産性について、平成32年度までに46万円/トンにすることが目標とされているため。 	
4 循環利用率	約10%	12年度	17%	32年度	15.3	15.2	16.1	15.8	集計中	集計中	集計中	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法に基づく第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日)において、循環利用率について、平成32年度までに17%にすることが目標とされているため。 	
5 最終処分量	約56百万トン	12年度	1700万トン	32年度	17百万トン	18百万トン	16百万トン	15百万トン	集計中	集計中	集計中	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法に基づく第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日)において、最終処分量について、平成32年度までに1700万トンにすることが目標とされているため。 	

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成29年 行政事業 レビュー 事業番号		
	27年度	28年度	29年度							
1 国連気候変動枠組条約事務局拠出金(京メカ関連)	29	(26)	27	(27)	3	平成19年度	-	本事業は京都メカニズムを通じて途上国における排出削減を促進するものであり、我が国としても企業が国別登録簿を利用できるようにすることにより世界全体の温室効果ガス削減に貢献する観点から、地球温暖化対策の推進の着実な施策の実施に資するものである。	-	0377
2 国連気候変動枠組条約事務局拠出金	21	(0)	23	(20)	20	平成20年度	2	本事業は、人材を派遣して条約事務局の作業に従事させることを通じて、国際交渉における将来枠組の検討に貢献するとともに、全ての国が参加する公平で実効性ある枠組の構築を目指すものであり、上位施策の定性的指標である「地球温暖化対策の推進」のうち、「COP21で「すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組」の構築を行う」とする施策の実施に貢献するものである。	-	0378
3 国連気候変動枠組条約技術メカニズム拠出金	61	(61)	106	(105)	64	平成25年度	2	資金拠出を通じて、CTCNIにおける途上国への技術移転に関する議論に積極的に関与することによって、我が国が持つ最先端優良技術を戦略的に普及させ地球規模での効果的な温室効果ガス削減に寄与していくという本事業の目的は、「攻めの地球温暖化外交戦略」の要素の一つである「技術の普及(日本の誇る低炭素技術を展開し、温暖化対策と経済成長を同時実現。)」に対して貢献するものであり、上位施策の達成すべき目標である「「攻めの地球温暖化外交戦略」を推進し、地球温暖化問題に着実に対応しつつ、国際的に競争力ある経済活動を持続させる、と合致するものである。	-	0379
4 資源有効利用促進等資金 利子補給金	27	(19)	15	(14)	10	平成20年度	-	事業者が、金融機関から1億円以上の融資を受け、3Rの促進に資する設備の設置・改善等を行う場合に、事業者の金利負担を軽減するため、融資残高の0.4%を上限として、金融機関に利子補給金を交付することで、上記指標の改善に寄与。	-	0380
5 認証排出削減量等取得委託費	5	(3)	11	(3)	11	平成18年度	-	京都メカニズムは途上国における温室効果ガス排出削減を促すものであり、本事業は地球温暖化対策の推進に資する。	-	0381
6 気候変動適応効果可視化 事業	120	(114)	104	(85)	104	平成27年度	-	本事業は、我が国の優れた技術の途上国への普及を通じ、気候変動による影響へ適応するための対策(適応策)を促すものであり、地球温暖化対策に資する。	-	0382
7 地球温暖化問題等対策調査	302	237	257	(219)	140	平成25年度	1,2,3	地球温暖化に関する国内外の最新の研究データ収集や国際動向の調査・分析を行った結果、国際的な取組の構築や温室効果ガス排出削減を促す施策の取組に繋がり、結果として地球温暖化対策の推進につながった。	-	0383
8 中小企業等産業公害防止 対策調査費((項)環境経営・競争力強化費)(事務費)	160	(97)	159	(133)	157	平成20年度	3	本事業の調査結果は、産構審、中環審等での審議や施策立案に活用されるなど、我が国における公害防止及び環境保全に関する政策の企画立案のための基礎資料として活用されており、当該政策の実施を通じて環境負荷の軽減に寄与する。	-	0384
9 中小企業等産業公害防止 対策調査費((項)資源循環推進費)(事務費)	38	(29)	38	(31)	38	平成20年度	-	事業者が、金融機関から1億円以上の融資を受け、3Rの促進に資する設備の設置・改善等を行う場合に、事業者の金利負担を軽減するため、融資残高の0.4%を上限として、金融機関に利子補給金を交付することで、上記指標の改善に寄与。	-	0385
10 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費 補助金	800	(800)	900	(900)	1,350	平成26年度	2	海外のエネルギーインフラや日本企業の海外工場等の現場を担う海外人材の育成を図ることにより、日本の優れたエネルギーインフラの海外展開や省エネ技術の技術移転を促進し、新興国等における温室効果ガスの削減や省エネ化の推進につながる。	-	0386

11	地球温暖化・資源循環対策等に資する調査委託費	115	(103)	165	(130)	250	平成16年度	1,2	地球温暖化に関する国内外の最新の研究データ収集や国際動向の調査・分析を行った結果の具体的な政策の企画立案への活用は以下である。 ①低炭素社会実行計画における各業種の取組の促進と充実を図るための施策立案に活用、②国内・国外会合の資料や報告書、我が国の対処方針策定に貢献、③ワークショップや政策対話等に利用。 以上から、国際的な取組の構築や温室効果ガス排出削減を促す施策の取組に繋がり、結果として地球温暖化対策の推進につながった。	-	0387
12	苫小牧におけるCCS大規模実証試験事業	11,884	(9076)	4,739	(4739)	9,961	平成21年度	-	温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、技術革新とその普及が重要であるが、本事業は、二酸化炭素排出量の大幅削減に有望な技術であるCCS技術の実用化を目的として、大規模実証試験や安全性向上、コストの大幅低減のための研究開発への取組を行うものである。	-	0388
13	認証排出削減量等取得委託費	43	(28)	77	(26)	70	平成18年度	-	京都メカニズムは途上国における温室効果ガス排出削減を促すものであり、本事業は地球温暖化対策の推進に資する。	-	0389
14	二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費	422	(327)	580	(488)	480	平成23年度	2	本事業を実施することによって、我が国と相手国から構成するJCMの合同委員会の開催が見込まれる。合同委員会を開催することによって、JCMをより一層促進することができる。	-	0390
15	地球温暖化対策における国際機関等連携事業委託費	470	(431)	575	(492)	500	平成24年度	-	・排出削減目標の他国との野心度の比較等において本事業の分析をもとに評価を行い、パリ協定の詳細ルール構築においては公平かつ実効性ある実施指針を策定することが重要である点を主張する等、本事業を通じて得られた科学的知見が我が国の交渉指針の策定に大いに活用された。COP22において、公平かつ実効性ある枠組みの構築を視野に、2018年までにパリ協定の実施指針を策定することが決定。等	-	0391
16	国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費	578	(481)	440	(375)	380	平成25年度	-	本事業を実施することにより、事業者等が行う省エネ・再エネ投資による温室効果ガスの排出削減量がクレジットとして見える化され、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく調整後温室効果ガス排出量の報告やカーボン・オフセット等クレジットを活用した排出削減活動が促進されることにより、地球温暖化対策の推進につながった。	-	0392
17	CO2貯留適地の調査事業	837	(518)	1,375	(1232)	1,136	平成26年度	-	温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、技術革新とその普及、基盤整備が重要であるが、本事業は、二酸化炭素排出量の大幅削減に有効な技術であるCCS技術の実用化を目的として、CCSを実施する候補地として有望な地域を対象に探査・解析等を行うものである。	-	0393
18	CO2分離回収技術の研究開発事業	460	(460)	535	(524)	500	平成27年度	-	温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、技術革新とその普及が重要であるが、本事業は、二酸化炭素排出量の大幅削減に有望な技術であるCCS技術の実用化を目的として、コストの大幅低減や安全性向上のための研究開発への取組を行うものである。	-	0395
19	気候変動対策に係る国際会議の開催等によるエネルギー・環境技術イノベーション創出のための国際連携推進事業	310	(310)	237	(237)	344	平成27年度	-	本会議にハイレベルなスピーカー・出席者を世界から集めることで、技術による温暖化問題の解決が重要であるとの世論の形成を行うと共に、エネルギー・環境技術分野における国際的な評価を獲得し、我が国がエネルギー・環境技術分野のイノベーションの発信地となることで、総理が提唱する「技術で世界に貢献する」という日本の立ち位置を世界に示すことが可能。	-	0396
20	二国間クレジット制度(JCM)に係る地球温暖化対策技術の普及等推進事業	982	982	2,627	(2628)	1,900	平成23年度	2	JCM実証プロジェクトを実施するには、方法論の承認やプロジェクト登録が必要となることから、我が国と相手国で構成するJCMの合同委員会の開催が見込まれる。また、JCM実証プロジェクトを着実に実施することにより、相手国において、温室効果ガス排出削減に寄与することが見込まれる。	-	0397
21	省エネ型資源循環システムのアジア展開に向けた実証事業	0	0	113	(113)	232	平成28年度	-	資源・エネルギーの安定供給を促進し、資源リサイクルにおける温室効果ガス排出量を削減するため、政策対話や実現可能性調査等を踏まえた実証事業を実施し、アジア大での省エネルギー型資源循環制度を実現させることで、上記指標の改善に寄与。	-	0398

22	安全なCCS実施のためのCO2貯留技術の研究開発事業	0	0	900	887.3283	1,000	平成28年度	-	温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、技術革新とその普及が重要であるが、本事業は、二酸化炭素排出量の大幅削減に有望な技術であるCCS技術の実用化を目的として、大規模実証試験や安全性向上、コストの大幅低減のための研究開発への取組みを行うものである。	-	0399
23	高効率な資源循環システムを構築するためのリサイクル技術の研究開発事業	0	0	0	0	500	平成29年度	3	資源・エネルギーの安定供給を促進し、資源リサイクルにおける温室効果ガス排出量を削減するため、スクラップの選別システムや製錬システム等の革新につながる研究開発や、これらをシステム化する情報技術等を有効活用することによって、動静脈産業が一体となった戦略的な資源循環システムの構築することで、上記指標の改善に寄与。	-	新29-0022
24	国連気候変動枠組条約技術メカニズム拠出金	0	0	0	0	64	平成29年度	2	資金拠出を通じて、CTCNにおける途上国への技術移転に関する議論に積極的に関与することによって、我が国が持つ最先端優良技術を戦略的に普及させ地球規模での効果的な温室効果ガス削減に寄与していくという本事業の目的は、「攻めの地球温暖化外交戦略」の要素の一つである「技術の普及（日本の誇る低炭素技術を展開し、温暖化対策と経済成長を同時実現。）」に対して貢献するものであり、上位施策の達成すべき目標である「攻めの地球温暖化外交戦略」を推進し、地球温暖化問題に着実に対応しつつ、国際的に競争力ある経済活動を持続させる、と合致するものである。	-	新29-0023
25	国連気候変動枠組条約事務局拠出金（京メカ関連）	0	0	0	0	21	平成29年度	-	本事業は京都メカニズムを通じて途上国における排出削減を促進するものであり、我が国としても企業が国別登録簿を利用できるようにすることにより世界全体の温室効果ガス削減に貢献する観点から、地球温暖化対策の推進の着実な施策の実施に資するものである。	-	新29-0024
26	低炭素技術移転のための民間資金調達支援ネットワークプログラム拠出金	0	0	0	0	30	平成29年度	-	民間資金調達支援ネットワークプログラムを通じて我が国企業の国際展開や技術の国際移転を促進するものであり、当該プログラムの運営に積極的に関与することにより、世界全体の温室効果ガス削減に貢献する観点から、地球温暖化対策の着実な施策に資するものである。	-	新29-0025
27	環境・エネルギー対策資金（廃棄物処理・3R関連）	-	-	-	-	-	(中小)昭和40年度 (国民)昭和45年度	-	3Rや適正な廃棄物処理を進めるため、民間事業者等が3R関連施設や産業廃棄物処理施設を導入する際に低利融資を実施。	-	-
28	環境・エネルギー対策資金（大気汚染防止法関連）	-	-	-	-	-	(中小)昭和40年度 (国民)昭和45年度	-	環境負荷物質の排出削減を図るため、民間事業者等による大気汚染防止法関連の公害防止設備の導入に対して融資を実施。	-	-
29	環境・エネルギー対策資金（水質汚濁防止法関連）	-	-	-	-	-	(中小)昭和40年度 (国民)昭和45年度	-	環境負荷物質の排出削減を図るため、民間事業者等による水質汚濁防止法関連の公害防止設備の導入に対して融資を実施。	-	-
30	環境・エネルギー対策資金（自動車NOx・PM法・オフロード法関連）	-	-	-	-	-	(中小)平成13年度 (国民)平成13年度	-	環境負荷物質の排出削減を図るため、事業者による排出基準適合車の取得に対して融資を実施。	-	-
31	環境・エネルギー対策資金（アスベスト関連）	-	-	-	-	-	(中小)平成17年度 (国民)平成17年度	-	アスベストによる健康被害を防止するため、民間事業者等によるアスベスト対策に対して融資を実施。	-	-
32	環境・エネルギー対策資金（PCB廃棄物処分関連）	-	-	-	-	-	(中小)平成29年度 (国民)平成29年度	-	PCB廃棄物の期限内処理を促進するため、PCB廃棄物を自ら処分又は処分を委託する者に対して融資を実施。	-	-
33	公害防止用設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置（汚水・廃液処理施設）	-	-	-	-	-	昭和35年	-	事業者が汚水・廃液処理施設を導入した場合、固定資産税の課税標準の特例措置が認められる。（特例率：1/6～1/2）	-	-
34	公害防止用設備に対する事業所税の課税標準の特例措置	-	-	-	-	-	昭和50年	-	事業者が一般公害防止用設備を購入した場合、事業所税の課税標準の特例措置が認められる。（特例率：1/4）	-	-